

決 済 用 普 通 預 金

(2024年4月1日現在)

商品名	・決済用普通預金	
販売対象	・制限はありません	
期間	・期間の定めはありません	
預入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます	
利息	適用金利	・無利息
	利払方法	—
	計算方法	—
税金	—	
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）	
付加できる特約事項	・個人のもの「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	—	
未利用口座管理手数料	・残高が1,000円未満で、2年間ご利用をされていない口座に対しましては、所定の未利用口座管理手数料をいただきます（詳しくは「普通預金規定」をご覧ください）	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時、電話：0265-74-9618）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	
その他参考となる事項	<p>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます</p> <p>・この預金は預金保険の対象となり、預金保険制度により全額が保護されます</p>	